



2025年8月15日

各 位

会 社 名	BASE 株式会社		
代表者名	代表取締役 CEO	鶴岡 裕太	
	(コード：4477 東証グロース市場)		
問合せ先	取締役上級執行役員 CFO	原田 健	
	TEL. 03-6441-2075		

牧氏による当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

牧寛之氏（以下「公開買付者」といいます。）が2025年5月7日から実施しておりました当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025年8月14日をもって終了し、本日、公開買付者より、別紙「牧寛之によるBASE株式会社（証券コード：4477）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けましたので、お知らせいたします。今後の対応については、本公開買付けの結果等を踏まえて検討いたします。

以 上

2025 年 8 月 15 日

各 位

東京都渋谷区広尾 3 丁目 9 番 16 号

公開買付者 牧 寛之

**牧寛之による B A S E 株式会社（証券コード：4477）の普通株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

牧寛之（以下「公開買付者」といいます。）は、B A S E 株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場、証券コード：4747、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 5 月 7 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025 年 8 月 14 日を以って終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1） 公開買付者の名称及び所在地

東京都渋谷区広尾 3 丁目 9 番 16 号

公開買付者 牧 寛之

（2） 対象者の名称

B A S E 株式会社

（3） 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4） 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	17,600,000（株）	-	17,600,000（株）
合計	17,600,000（株）	-	17,600,000（株）

（注 1）本公開買付けにおいては、買付予定数の下限は設定しておりません。

（注 2）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注 3）単元未満株式も、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（５） 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 5 月 7 日（水曜日）から 2025 年 8 月 14 日（木曜日）まで（70 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

対象者が 2025 年 5 月 15 日付で関東財務局長に提出した意見表明報告書には公開買付け期間の延長を請求する旨の記載はなされておりました。

（６） 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 407 円

2. 買付け等の結果

（１） 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限は定めておりません。

また、本公開買付けにおいては、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（17,600,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（7,633,486株）が買付予定数の上限（17,600,000株）を超えませんでしたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（２） 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 8 月 15 日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

（３） 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	7,633,486 株	7,633,486 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	7,633,486 株	7,633,486 株
（潜在株券等の数の合計）	（—）	（—）

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	165,827 個	(買付け等前における株券等所有割合 14.41%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	34,242 個	(買付け等前における株券等所有割合 2.98%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	242,161 個	(買付け等後における株券等所有割合 21.04%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,150,348 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年8月5日に提出した第13期中半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2025年6月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの。)です。但し、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(117,821,657株)から、対象者半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(2,735,700株)を控除した株式数(115,085,957株)に係る議決権の数(1,150,859個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14号
株式会社DMM.com証券(公開買付復代理人) 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー

② 決済の開始日

2025年8月21日(木曜日)

③ 決済の方法

(立花証券株式会社から応募された場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国

人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(株式会社 DMM. com 証券から応募された場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を公開買付復代理人の取引ツール (DMM 株 STANDARD) にて電子交付します。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、応募株主等口座 (公開買付復代理人) へ入金いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

前記のとおり、本公開買付け後における公開買付者の株券等所有割合が 20%を超える 21.04%となったため、対象者取締役会の見込みが結果として誤っていたことが確定しました。

具体的には、対象者の 2025 年 8 月 5 日付け意見表明報告書の訂正報告書にて、「そのため、当社としては、S T Mが保有する当社株式が本公開買付けに応募されること及び本買付条件変更による買付け等の価格の増額を考慮しても、本公開買付け後の公開買付者の議決権割合が本対応方針における「大規模買付行為等」該当性の基準としている 20%以上となる可能性は低いと見込まれることから、現時点では本対応方針に基づく対抗措置を講じる必要はないと判断しました。」と記載されていますが、当該見込みが誤っていたことが確定したため、当該誤った見込みに基づく判断の過程には瑕疵があったと言わざるを得ません。

公開買付者としては、誤った見込みに基づき、瑕疵のある過程により判断を行った対象者取締役会に対して、次の方針で臨むものです。

すなわち、本日現在、公開買付者の株券等所有割合は 20%を超えているため、公開買付者は、本対応方針に基づく対抗措置 (以下「対抗措置」といいます。) の発動の有無、及び対抗措置を発動しない場合における本対応方針自体の撤回・廃止の有無を、対象者に対して、2 週間を期限として確認し、対象者からの回答に応じて次のとおり対応する方針です。

①対抗措置が発動される場合

対抗措置としての差別的な条件を付した新株予約権の無償割当てを仮に差し止める旨の命令を求めて裁判所にて争うこととなります。また、2025 年 5 月 7 日付け公開買付届出書 (その後の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下も同様とします。) の「対象者株式の議決権行使の方針」で明記しているとおり、対象者の株主総会において、買収防衛策 (名称の如何を問わず、同様の効果を有するものを含みます。) の導入・発動の議案には反対する方針であることから、対抗措置の発動に関する株主意思確認総会では、対抗措置の発動に反対します。

②対抗措置が発動されずに、本対応方針が撤回又は廃止される場合

2025 年 5 月 7 日付け公開買付届出書では、本対応方針が撤回又は廃止された場合には公開買付価格を引き上げる可能性がある旨を明記しておりましたが、対象者の取締役会は本対応方針を撤回も廃止もしませんでした (これは対象者の取締役会の自己保身と評価せざるを得ないと公開買付者は考えております。)。今後、対抗措置が発動されずに、本対応方針が撤回又は廃止される場合には、当該撤回又は廃止の後、本対応方針が存在しない状態での対象者の株価を踏まえて、改めて公開買付けを実施することを検討いたします。但し、公開買付者は、対象者の取締役会が適

時開示（プレスリリース）の悪用により、公開買付者に対する誹謗中傷を行い、公開買付者の投資活動を妨害していると考えていることから、この点の是正及び再発防止がなされることを求めます。

③対抗措置が発動されないが、本対応方針の撤回又は廃止も行わない場合

本対応方針は対象者の取締役会決議のみで導入され、対象者の株主の意思の確認を経た上で導入されたものではありません。対抗措置が発動されれば株主の意思確認の場が持たれることが想定されていますが、対抗措置が発動されない場合には、対象者の株主の意思に基づかない本対応方針（公開買付者は買収防衛策と同様の効果を有するものであると評価しております。）が存続することになってしまい、対象者の株主の意向が全く反映されない状態が続くこととなります。

対象者の取締役会が本対応方針の導入及びそれに基づく対抗措置の発動についての株主の意思を確認する機会を持たないことを踏まえ、対象者の2026年の定時株主総会における一定の取締役の選任議案には反対せざるを得ないと考えております。

なお、対抗措置が発動されず、本対応方針の撤回又は廃止もなされない場合、対象者の株価は、引き続き、本対応方針の存在を考慮したものとなることを踏まえ、公開買付者は、追加で、9,966,514株（公開買付者の2025年5月7日付け公開買付届出書（その後の訂正届出書による訂正を含みます。）記載の買付予定数の上限株数である17,600,000株から、同年8月14日に公開買付けにより取得した7,633,486株を控除した株数）に至るまで、東京証券取引所の市場内取引（立会内取引を原則とします）により取得することを検討します。

（注）本対応方針とは、2025年3月19日の対象者の取締役会にて導入が決議された「当社の会社支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針」の総称をいいます。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上